

2016 年 11 月 21 日

各 位

東京舗装工業株式会社
代表取締役社長 横田 博道

(問い合わせ先)
取締役執行役員
吉武 俊哉
TEL (03)3253-9861

建設業法に基づく営業停止処分について

当社は、東日本高速道路株式会社東北支社が発注する東日本大震災に係る舗装災害復旧工事について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)に違反するものとして、2016 年 9 月 6 日に公正取引委員会から排除措置命令を受けたことにより、11 月 17 日付にて国土交通省から建設業法第 28 条第 3 項の規定に基づき下記のとおり営業停止処分を受けましたのでお知らせいたします。

関係者の皆様方には、多大なご迷惑とご心配をおかけいたし、深くお詫び申し上げます。

当社は、今回の処分を厳粛に受け止め、引き続き法令順守を徹底し、信頼回復に努めてまいります。

記

1. 停止を命じられた営業の範囲

全国における舗装工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの

2. 期 間

平成 28 年 12 月 2 日から平成 28 年 12 月 31 日までの 30 日間

以上